

国交省コンサル発注指針を改定

土木 評価対象に3資格追加 建築 経験年数より提案重視

国土交通省は、プロポーザル方式と総合評価落札方式で建設コンサルタント業務を発注する際に使う運用ガイドラインを改定した。土木分野の評価対象に土木学会認定技術者を含む三つの資格を追加し、技術者の成績・表彰の適用年数も拡大した。建築分野はこれまで行っていた配置予定技術者の経験年数の評価を行わず、技術提案を重視した評価に見直す。6月30日付で各地方整備局などに通知した。

各整備局は今後、有識者による総合評価審査委員会での審議を経て対応を固め、来年度初めにはすべての整備局などで同ガイドラインに沿った形で運用を始める。

土木分野の改定では、優れた技術者を適正に評価するため、評価対象に現行の技術士やRCCM（シビルコンサルティンクマネージャ）などのほか、土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士を追加。担当技術者が管理技術者としても活躍できるように担当技術者として従事した実績・成績（表彰）を予定管理技術者の評価対象とする。

企業の実績・表彰の適用年数についても、これまで業務成績は同種・類

似業務を対象に過去2～3年、表彰は整備局発注業務を対象に過去10年とされていたが、これを業務成績は土木関係コンサルタント、測量、地質調査、用地補償業務を対象とし、技術者が過去4年（最大8年）、企業が過去2年（最大4年）に見直した。表彰は整備局発注業務を対象に技術者が過去4年（最大8年）、企業が過去2年（最大4年）に改めた。他の整備局の表彰も同等に評価する。

（任担当技術者のみ評価）、実施方針と技術提案の配点割合を高める。同種、類似業務の評価方法についても、従来は同種業務の1に対して類似業務は0・3の評価だったが、今回は類似業務の評価を0・5に引き上げる。管理技術者の実績評価でも、主任担当技術者と担当技術者の立場での実績を従来より高く評価する。

土木、建築両分野の共通の改定事項として、プロポーザルまたは総合評価を使う場合の事例を分かりやすく示した「標準的な発注事例」も見直し、ガイドラインに追加。設計共同体についても原則として異業種JVを含め参加可能と明記した。技術提案書は評価テーマごとにA4判1枚としていたが、業務内容に応じて2枚まで可能とするとした。

地域精進度・貢献度（地域要件の設定）については、価格競争方式の競争参加資格として「これまでに必要に応じて設定」としていたものを「適宜設定する」と改めた。

建築分野の改定では、これまで評価項目としていた配置予定技術者の経

平成23年7月5日建設工業新聞

〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目五番十七号
三洋ビル三階三〇号
建設コンサルタント協同組合